

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和5年12月7日（木）午前10時～午前10時30分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 谷平敬子 副委員長 須藤智子 委員 梅村 均
委員 水野忠三 委員 大野慎治 委員 塚崎海緒
委員 木村冬樹

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 齋藤元英

秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、同統括主査 宇佐見信仁、協働安全課長 小松浩、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、上下水道課長 神山秀行、同主幹 大橋透、同統括主査 大徳康司、消防署長 伊藤徹、学校教育課長 兼松英知、同主幹 酒井寿

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 丹羽亮二

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第75号	岩倉市表彰審査委員会条例等の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第76号	岩倉市職員定数条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第77号	岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第78号	岩倉市地域公共交通会議条例の一部改正等について	全員賛成 原案可決
議案第79号	岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第80号	岩倉市災害派遣手当に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
陳情第14号	陳情書	聞きおく
陳情第15号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情書	聞きおく

総務・産業建設常任委員会（令和5年12月7日）

◎委員長（谷平敬子君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。このほか陳情2件が送付されており、これらの案件を随時議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、おはようございます。

今回この委員会では、私どものほうから6件の条例改正ということで、組織・機構の改正に伴うもの、それから法令の改正に伴うものというものがございいます。

特に法令改正の部分につきましては、なかなか議案だけでは分かりにくい部分がございます。本日グループ長以上、出席しておりますので丁寧な答弁に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（谷平敬子君） ありがとうございます。

消防長から、昨日の火災の報告の申出がありましたのでこれを許可します。

◎消防長（岡本康弘君） 皆さん、おはようございます。

昨日、午後2時19分に発生しました火災につきまして、大変御心配をおかけしております。

詳細については、消防署長から報告をさせますのでよろしくお願いいたします。

◎消防署長（伊藤 徹君） 火災概要について報告をさせていただきます。

発生日時にありましては令和5年12月6日水曜日、消防の119番覚知は14時19分です。出火場所にありましては岩倉市栄町1丁目31番です。

消防署の出場車両は9台、消防団の出場車両は4台となっております。

火災の鎮圧にありましては16時40分に鎮圧、鎮火17時06分となっております。

損傷状況にありましては店舗付住宅1棟が全焼したものです。1世帯4名の方が住んでいる住まいとなります。

火災の概要につきましては、関係者からの聴取では、調理中にその場を一旦離れたときに、戻ったときにはもう既に火の手が大きくなっており、119番の通報を付近に歩いていた人をお願いをしたという聴取をしております。

また、原因にありましては警察と現在調査を進めております。また、この火災の活動中に隊員2名が負傷をしております。活動中2階で2名の隊員が活動していたところでありますが、1名が床が抜け落ち下へ落ち、そのまま

屋外へ脱出しております。また、もう一名の隊員にありましては階段から自力で脱出しております。また、1名の男性にありましては胸部骨折の疑い、両耳、両頬の熱傷、もう一名の消防士にありましては後頸部の熱傷と初期の診断を受けております。また、この2名にありましては病院のほうに搬送されております。

火災の報告に関しては以上となります。

◎委員長（谷平敬子君） 何か皆さん、確認したいことがありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） じゃあ、議案に入ります。

議案第75号「岩倉市表彰審査委員会条例等の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ。

26の条例を組織・機構の見直しによって一括で改正する条例の一部改正の案であります。

それで、第11条による岩倉市防災会議条例及び岩倉市国民保護協議会条例の一部改正の部分で、組織の会長及び委員というところで、20人を22人にするという事で担当部長が増えるということはお聞きしているわけですけど、具体的にどういう方々が増えるのかというところを少し、念のため教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 今回委員の定数を20から22人に変更させていただきます。

組織の見直しにおきまして、部長さんが2名増えるというところになりますけれども、今回2名増える部長さんにつきましては、市民協働部長、それから健康こども未来部長を加えるものになりますのでよろしく願いいたします。

◎委員長（谷平敬子君） ほかに質疑はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第75号「岩倉市表彰審査委員会条例等の一部改正について」の賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 1点だけお聞かせください。

9の部局と10の消防機関を含めて定数が定められておるんですが、今の職員の実人数が分かれば教えてください。

◎秘書企画課統括主査（小野 誠君） 今、現行の職員人数につきまして御説明させていただきたいと思います。

説明資料の中の主な改正内容の中で、表のところになっております現行という、職員定数になります。

まず1点目、市長部局の職員数、今現行210の定数の中、現在職員は200名であります。それから次の議会事務局になります。職員定数6名のところ4名、それから4番目の監査委員事務局のところは定数3名のところ3名、それから6番目の教育委員会の事務部局は120名のところ119名です。

続きまして、その下の教育委員会の所管に属するところになります。10名のところ6名です。公営企業の事務部局は10名のところ7名。

続きましては、最後、消防のところは60名のところ56名というところ です。

これに加えて、愛北と小牧岩倉に職員2名派遣しておりますので、合計で419名のところ399人という職員数になっております。こちら令和5年10月1日現在の職員数になりますのでよろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 本会議でこの定数条例の中の定数がどういう意味を

するのかというところでお聞きして、地方自治法の定めによって上限を定めるものということで、御説明いただきました。

それで、この定数条例は何年かに1回ぐらい変更する、改正がされるというような状況になっておりますので、今後の見通しって、なかなか捉えづらいかもしれませんが、今後どういったときにこういう定数条例の見直しができるのか、一部改正がされるのか、そういった見通しについて少し教えていただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 今の419名、こちらの人数に関しましては、来年度から定年年齢の引上げがありますけど、そこで一定退職しない職員がいますので、一時的には人数が増えることになります。

そこも最大のもので見た人数となっていますので、これからよっぽど政策的に職員を増員するようなことがあればこの419名というのは変わる可能性はありますが、現在の見通しとしては、先ほどの定年年齢の引上げも見据えた上で人数を決めておりますので、当面ないのかなというふうには思っております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第76号「岩倉市職員定数条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第76号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回新たに学校運営協議会委員が追加をされるわけですが、こちらのほうはコミュニティ・スクールの導入に向けてというような御説明もあったところではありますが、この学校運営協議会委員さんの役割というのか、実際どんな活動になるのか、そういったところをお聞かせいただきたいことと、報酬年額1万円になっていきますので、どうしてこれが1万円になったかということも併せてお聞かせいただきたいと思います。

◎学校教育課長（兼松英知君） 令和6年度からのコミュニティ・スクールの導入によりまして、小・中学校の運営及び必要な支援に関して協議する機関として、各学校に学校運営協議会が設置され、保護者や地域住民等が学校運営協議会委員として学校運営に参画できるようになります。

職務の内容といたしましては、校長が示す教育目標及び経営方針など学校運営に関する基本的な方針について承認をしたり、学校の運営に関して意見を述べたりすることができるようになります。

子どもたちの健やかな成長のため、地域や保護者が学校と力を合わせて行う様々な活動について話し合い、活動に取り組むことを進めていくものでございます。

報酬の額につきましては、近隣の市町の状況を踏まえて設定をしております。

近隣では、小牧市と稲沢市が年額1万円、一宮市が年額1万2,500円としていることや、今年度開催しておりますコミュニティ・スクール準備委員会の謝礼を、現在3回まで開催しておりますけれども、年4回開催する予定でございまして、1万円を支払うことも踏まえまして、年額1万円と設定したものでございます。

◎委員（木村冬樹君） 私も同じようなことを聞こうと思ったわけですが、もう少し具体的にというところで、学校運営協議会委員というのは年4回の協議会が行われて、そこで校長が示す様々なものに対して意見を述べるという形になってくると思いますが、日常的には学校において何かいろいろ地域の方が活動するという、この学校運営協議会の委員が活動するということはないわけでしょうか。

ちょっと、年額1万円というのは私としてはちょっと低過ぎないかなという感覚があるんですけど、その辺も含めてどうなんでしょうか。教えていただきたいと思います。

◎学校教育課長（兼松英知君） この学校運営協議会につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定められている附属機関として設定することになりますので、会議に対しましては年４回を想定しているというところになりますので、委員さんとしては年４回を考えているところでございます。

◎委員（木村冬樹君） 日常的な活動はないということですか。

◎学校教育課長（兼松英知君） 委員の報酬として年額として定めているところから、相談というところは随時していただけるのではないかといいふうに考えております。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第77号「岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第77号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第78号「岩倉市地域公共交通会議条例の一部改正等について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 法律の改正に伴ってということで、条例の一部改正になっています。

それで、なかなかどういうふうになっていくのかというのが分かりづらい

ところもありますが、一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等に関する協議が地域公共交通会議で協議するということが法律で決められたということとありますが、この法律改正の背景というのはどういふことがあってこういう形に変わったんでしょうか。少し説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 今回の道路運送法の改正においては、一般乗合旅客運送事業における協議運賃制度について、その協議を行う構成員が重要であるということに鑑みて、地域公共交通会議とはまた別の協議会を設置した上で、独占禁止法上のカルテルに当たるとの疑義が生じないように、その運賃を定めようとする運送事業者のみがその協議会に参加するということを定めたものであります。

これを受けて、岩倉市の地域公共交通会議の所掌事務から運賃・料金といったものを削除するという改正になります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

カルテル等の不正防止のために、こういう形の法改正をやられたということとであります。

それで、今国会でかなり議論になりつつあるライドシェアの問題について、ちょっとお聞かせいただきたいんですけど、今回の法律改正とは全く関連のないということで、まだこれから議論されていくという、ライドシェアについてはそういうような状況であるということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） 委員おっしゃるとおり、先ほどのライドシェアの関係については、今回の法改正とは関係ないというふうにこちらでは捉えております。

ただ、現在ドライバー不足だとか、そういった地域公共交通を取り巻く環境というのは日々変わっておりますので、これからそういったことにも注意していく必要はあるかなというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第78号「岩倉市地域公共交通会議条例の一部改正等について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第78号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第79号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について」を議題とします。
当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。
委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第79号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例及び岩倉市水道事業の設置に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第79号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第80号「岩倉市災害派遣手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。
当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の一部改正によって、今までは政府による感染症に対するまん延防止等重点措置だとか緊急事態宣言が発出されているときの職員の派遣について、手当を出すという形になったものが、それ以外でも手当支給ができるという形に変わると思います。

それで、コロナ禍においてこの派遣に関する派遣手当、この実績がどうだったのかという点について教えていただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 本市におきまして、この条例を活用するような他自治体からの職員の派遣がされた事例はございません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

他の自治体ということですが、例えば保健所の業務がかなり忙しくなったときに多分職員が少し出向みたいな形で出たと思うんですけど、ああいうのは対象にはならないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 派遣、恐らくそれはうちの職員が保健所のほうに派遣されたという話になると思うので、愛知県のこの条例が適用されて支給はされている可能性はあるんですけど、ちょっとこの岩倉市の条例としての実績がない。

過去には、岩沼に職員が派遣されたときは岩沼のほうから職員に対して支給されていた事例はございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。ありがとうございます。

◎委員長（谷平敬子君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（谷平敬子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第80号「岩倉市災害派遣手当に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（谷平敬子君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第80号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情の取扱いについてを議題とします。

陳情2件が送付されておりますが、これらの陳情の取扱いについて、どのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（大野慎治君） 2月に商工会さんとの意見交換がもう予定されていきますので、そのときにこのテーマ、陳情の内容についてもお聞きして、意見交換するという形でよろしいかと思います。で、今回は聞きおいてもよろしいかと思います。

◎委員（木村冬樹君） 私も聞きおくという形でいいと思うんですけど、多分これ内容を読みますと、議会もそうなんですけど、やっぱり執行機関側への要望という形になってこようかと思いますので、その辺もちょっと配慮いただきますようお願いしたいなということと、2つ目の陳情ですけど、岩倉市議会は核兵器禁止条約の批准を求める意見書を、何年か前に議員提出議案で出して送っていますので、聞きおくというふうになりますけど、陳情者にはその旨が分かるような返し方を委員長の下でやっていただきたいと思うんですが、何年か前にこの意見書は出していますということが陳情者に分かるようにお返しいただけますようお願いしたいと思います。

◎委員長（谷平敬子君） 分かりました。

ほかはよろしいでしょうか。

聞きおくでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） じゃあ、聞きおくとして各位において熟読していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（谷平敬子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。